

「中小企業等の経営改善及び地域密着型金融の取組み状況」につきまして

くましんビジネスサポートプラザ(BSP)の開設について

当金庫は、創業されて間もない方やこれから創業をお考えの方へ、オフィス利用から創業手続き、資金調達等のお悩みをワンストップできめ細かくサポートするインキュベーション（創業支援）施設として、「くましんビジネスサポートプラザ」を平成30年3月に開設し、令和5年度で6年目を迎えます。当施設は、創業予定者及び創業後2年以内の当金庫とお取引のある方、またはお取引可能な方を対象とした初期費用を最大限に抑えたインキュベーションオフィスの利用（月額15,000円）をはじめとして、ビジネスに役立つ様々なセミナーを定期的に開催しております。よろず支援拠点経営相談会も当施設にて行っており、今後も当金庫の経営支援シンボルとして様々な取り組みをビジネスサポートプラザ（BSP）より行っていきたいと考えております。



会議室



6席1室

オフィス

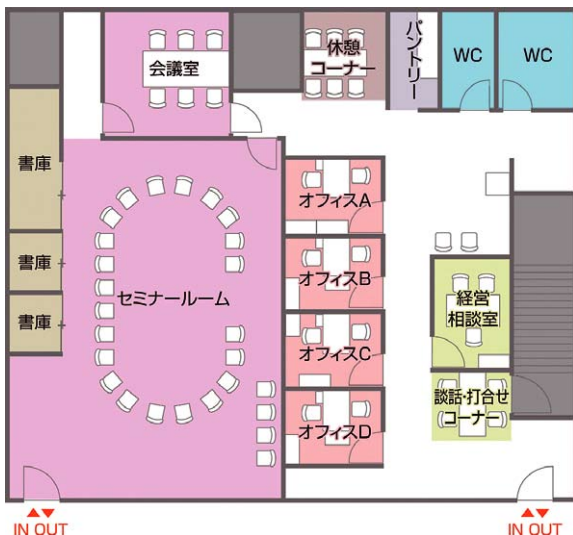


全4室

セミナールーム



26席1室



【利用時間】 平日：9:00～20:30 土・日・祝日：9:00～19:00
※24時間利用ではありませんのでご注意ください。

【利用期間】 最長1年間

【利用料金】 月々15,000円（消費税別途）

月額料金に含まれるもの

- ・専用ブース利用料・共有スペース利用料
- ・インターネット回線利用料
- ・会議室利用料（要予約）
- ・光熱費（電気・水道）

オプションサービス

- ・コピー機使用料 モノクロ 10円/枚
- ・プリンター使用料 モノクロ 10円/枚

【入居対象】 熊本市内、熊本市近郊にお住まいの方

①創業予定者 ②創業後2年以内の方
当金庫とお取引がある方、またはお取引可能な方

【入居審査】 書類及び面接によって可否を判断いたします。

※事業計画等の審査

※審査の結果、ご入居できない場合がございます。

「よろず支援拠点経営相談会」の実施について

当金庫は、「よろず支援拠点」と連携し、平成26年11月より毎月経営相談会を開催しております。中小企業者様の様々な経営課題に対し、豊富な経験を有する専門家が親身になって相談をお受けし、売上拡大、商品開発、経営改善等に適切な改善方法をアドバイスすることで大変ご好評を戴き、多くのお客様が反復継続して相談に来られております。

よろず支援拠点出張相談会は無料でっており、事前に予約を承っております。是非お気軽にご相談下さい。



《2022年度の取組み状況》

『よろず支援拠点経営相談会』

2022年4月6日（第350回）から2023年3月27日（第397回）までの実施回数：48回
相談企業者数：29企業者（2022年度 新規相談企業者のみの累計）

■場 所：くましんビジネスサポートプラザ（BSP） ■開催日：毎月4回 1日5件迄

■時 間：1時間30分個別相談 ■講師：栗田博成氏（熊本県よろず支援拠点コーディネーター）

「当金庫の金融仲介の取組みについて」

当金庫は、地域の中小企業や個人事業者の皆様のライフサイクルに応じて、創業支援をはじめ、経営支援、事業再生支援に積極的に取り組んでいます。より実効性の高い経営課題解決支援のため、外部支援機関との連携による支援の充実にも重点的に取り組んでいます。

金融仲介の取組み状況（2022年度）

■ 当金庫が関与した創業件数

当金庫が関与した創業件数	52件
当金庫が関与した第二創業件数	0件

■ 販路開拓支援を行った先数

地元	地元外	海外
55社	0社	0社

■ 外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数

外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数	55社
------------------------	-----

■ 事業計画に記載されている取引先の本業支援に関する施策の内容

経営計画書 経営支援室
「熊本県よろず支援拠点と連携したよろず支援拠点経営相談会の継続的開催」

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。なお、2022年度に当金庫において、保証契約を解除した件数は39件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

経営者保証に関する取組方針について

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

- ◇ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえうえで検討いたします。
- ◇ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◇ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ◇ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◇ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ◇ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「経営改善計画書」策定支援の状況および実績

当金庫は、金融円滑化法終了後もその趣旨を踏襲し、条件変更の継続を含む金融支援のご相談に、真摯に対応することとしております。経営改善計画策定支援につきましては、お客様の経営課題等を聞かせて頂き、外部支援機関と連携して策定支援を行っています。また、条件変更時に作成した経営改善計画書の進捗状況を把握するために定期的なモニタリングを実施し、業況に応じた最適なソリューションの提案ができるよう心がけております。

新型コロナウイルス感染症の影響による経済収縮等の懸念材料もあるため、各種支援策のご案内等モニタリングを通じて、状況に応じた最適な提案が出来るよう積極的な伴走支援に取り組んでまいります。

条件変更等実施状況

	2021年度	2022年度
条件変更等実施先数	450先	604先

モニタリングの状況

	2021年度	2022年度
経営改善計画策定先数	18先	15先
モニタリング実施先数	32先	48先

経営改善支援等の取り組み実績

2022年4月～2023年3月

(単位：先数)

(単位：%)

債務者区分	期中 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	α のうち	α のうち	α のうち	経営改善支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	
			期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	期末に 債務者区分が 変化しな かった先数 γ	再生計画を 策定している 全ての先数 δ				
正常先 ①	3,279	0		0	0	0.0%		—	
要注意先	うちその他 要注意先 ②	426	8	2	6	6	1.9%	25.0%	75.0%
	うち 要管理先 ③	0	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻懸念先 ④	37	6	0	6	6	16.2%	—	100.0%	
実質破綻先 ⑤	42	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	11	0	0	0	0	0.0%	—	—	
小計 (②～⑥の計)	516	14	2	12	12	2.7%	14.3%	85.7%	
合計	3,795	14	2	12	12	0.4%	14.3%	85.7%	

(注)

- ・ 期中債務者数及び債務者区分は2022年4月当初時点で整理。
- ・ 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
- ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
- ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含める。
- ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理すること。
- ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
- ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
- ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上すること。
- ・ 「再生計画を策定した先数 δ 」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

「新規・創業事業資金の取組み状況」について

創業・起業は地域活性化において重要な課題の一つであるととらえております。当金庫としましても、創業を志す方々を後押しするため円滑な資金供給に努めてまいりました。また、当金庫は、国の支援施策等の情報提供を行いつつ「つなぐ力」によって各関係機関との連携を図り、創業・起業の方々の支援を積極的に行っていく方針としております。

新規・創業事業資金の取組み状況

年度	取扱い件数	新規・創業事業のご計画金額（千円）	ご融資金額（千円）
2021年度	39件	216,025	155,000
2022年度	52件	337,143	214,550

新規・創業事業資金の主な業種別取扱い件数

年度	建設業	製造業	卸売業	小売業	不動産業	運輸通信業	サービス業	その他
2021年度	6件	2件	1件	3件	—	1件	20件	6件
2022年度	10件	2件	1件	8件	1件	—	16件	14件